

環境影響評価審査会大阪湾岸道路部会議事録

- 1 日時：平成 20 年 5 月 19 日（月）17:00～19:00
- 2 場所：兵庫県民会館 12 階 1202 号室
- 3 議題：神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、小谷委員、川合委員、北村委員、澤木委員、菅原委員、中辻委員、山口委員、山下委員
- 5 事務局：菊井環境管理局長
環境影響評価室 森川室長、森本係長他室員 2 名
- 6 関係部局：環境整備課、大気課、水質課
- 7 関係市：神戸市
- 8 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・「神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線環境影響評価準備書」についての意見書（資料 1）（神戸市長）
 - ・神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について（資料 2）（答申案）
 - ・港島自連協だより VOL.5（参考資料）
- 9 議事概要

事務局より、港島自連協だより VOL.5 について説明。

〔質疑〕

（委員）参考資料の港島自連協だよりでは、11 月 25 日と 1 月 19 日に行われた説明会で、ルートや構造、有識者委員会のあり方についての説明をしたとのことだが、なぜその説明会で説明しなければならなかったのか。

（事務局）都市計画決定権者から聞いたところによると、法律に基づく説明会以外に、地元から追加説明会を求められたものとのことである。

（委員）他の説明会では説明しなかったのか。

（事務局）法律に基づく説明会は、都市計画決定権者が昨年 11 月 15 日から 12 月 2 日までの期間に、長田区から東灘区までの計 7 カ所で行っており、ポートアイランドでは、11 月 22 日に港島ふれあいセンターで行っていると聞いている。

事務局より、答申案について説明。

〔質疑〕

（委員）工事用車両の運行に伴う騒音については、準備書によると 200 台から 160 台に減らすことにより、騒音レベルが下がるので、工事用車両の台数制限は環境保全措置として効果があると思われるが、台数制限だけでなく運行の集中を避けることも重要であり、その文言を付け加えるべきである。

（事務局）指摘を踏まえ、文言を修正する。「工事用車両の集中を避ける措置を講ずるとともに」の文言を付け加える。

- (委員) 供用後の自動車騒音について、「計画路線に併行する既存道路の影響により環境基準値を超過するため」とあるが、この文言からは、既存道路の騒音レベルが大きいから環境基準値を超過するという意味が読み取れないのではないか。
- (委員) 現況でも環境基準値を超えているということか。
- (事務局) 現況では環境基準値は超えていないが、既存道路の予測値が超えている。
- (委員) 遮音壁をつけても超えるのか。
- (事務局) 計画道路によって超えるのではなく、将来、既存道路の交通量が増えることにより環境基準値を超えるということである。
- (委員) 計画道路の影響で超えているのではなく、既存道路によって超えているという書き方にすべきである。
- (事務局) 既存道路の影響により環境基準値を超えるということをわかりやすくするため、「既存道路の騒音レベルが大きいことから」という文言を追加する。
- (委員) 既存道路の騒音レベルを下げるための対策は書かれていないのか。
- (委員) 計画道路の遮音対策については、既存道路の対策と平行して行うべきである。
- (事務局) 「既存道路の管理者と連携を図りながら、適切に環境保全対策を講じること」と修正する。
- (委員) 「鳥類については、大部分が嵩上式であり、海域等の改変をできる限り避けていることから、生息環境は残されととしている」とあるが、生息環境という言葉を分かりやすくするため、海域等の前に採餌場という文言を付け足すべきである。
- (事務局) 指摘を踏まえ、文言を修正する。
- (委員) 「新たに創出される都市景観」という言葉について、こういったイメージで使われているのか。この文言からすると、創っていく部分だけと捉えられるので、新しい構造物のデザインの検討をどうしていくのかということを景観面から考えていく部分と、都市景観としての周辺との調和を含めて調整していくというニュアンスが伝わる方がいい。
- (事務局) 「新たに創出される」を削除する形でどうか。
- (委員) いいと思う。
- (委員) 「計画路線の計画・設計段階における」とあるが、計画とはどの段階のものを指すのか。道路計画なのか、あるいは構造計画なのかどちらかわからない。
- (事務局) 設計段階における構造計画のことである。「今後の事業実施段階において」と文言を修正する。
- (委員) 環境監視調査とあるが、これは事後調査とは使い分けているのか。
- (事務局) 環境影響評価法や神戸市条例の事後調査と使い分けている。ここでいう環境監視調査とは県条例の事後監視調査と同等のものと考えている。

(答申案について了承された。)

以上